

大分県自治会連合会会則

制定	昭和38年	1月18日
改正	昭和39年	1月18日
	昭和40年	5月26日
	昭和47年	6月15日
	昭和48年	5月10日
	昭和54年	6月26日
	昭和54年	7月 4日
平成	7年	7月 7日
平成	14年	7月25日
平成	17年	7月21日
平成	18年	7月28日
平成	19年	8月24日
平成	21年	7月 3日
平成	22年	7月21日
平成	23年	7月 1日
平成	26年	7月16日
平成	27年	8月 6日
平成	28年	7月14日
令和	4年	7月15日
令和	5年	11月16日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、大分県自治会連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長指定の地区におく。

(目的)

第3条 本会は、県下の自治会（自治会長会・自治委員会・区長会等）の向上、発展に努め、民主的
地方自治の強化推進を図り、住民福祉の増進に努力する。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の向上のため必要な学習会、研究会、講演会等を開催する。
- (2) 会員の組織の強化、発展及びその運動に協力援助する。

(3) 会員により代表される、住民意見の集約に努め、これを県政・国政並びに団体諸機関等に伝達反映させることに努力する。

(4) 県政並びに県民運動等を会員に伝達徹底させることに協力する。

(5) その他、目的達成のため必要な事業を行う。

第2章 構成

(会員)

第5条 本会の会員は、県下の自治会（自治会長会・自治委員会・区長会等）である。

(加入脱退)

第6条 会員になろうとする団体は、その団体の会則・事業計画・財務計画に別に定める会費を添えて申し込まねばならない。

2 本会を脱退しようとするときは、その理由書を添えて申し込み、その直後の総会に報告して脱退する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長（理事）	1名
副会長（理事）	6名
理 事（会長・副会長を含む。）	24名
監 事（各地区の代議員から選出）	2名
顧 問	若干名

(役員選任)

第8条 役員（第3項に定める場合を除く。）は、別に定める役員選任規程により選任し、総会の承認を得るものとする。

2 会長は、副会長の互選により選出し、理事会の承認を得るものとする。

3 任期の中途において、次の各号に定める役員に欠員を生じたときは、当該各号に定めるとおり選任するものとする。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、総会の承認は要しない。

一 会長 副会長の互選により選任し、理事会の承認を得る。

二 副会長 役員選任規程に定める地区に属する理事の互選により選任し、理事会の承認を得る。

三 理事 欠員の生じた理事の所属する市町村単位の団体において選任し、理事会の承認を得る。

四 監事 欠員の生じた監事の所属する市町村単位の団体において選任し、理事会の承認を得る。

4 顧問は、本会の発展に功績のあったと認められるものについて理事会の議を経て推せんし、総会の承認を得て決める。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 顧問の任期は2年とする。

(役員任務)

第10条 会長は、総会及び理事会の決議に従って会務を総括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、必要ある時は会長を代行する。
- 3 理事は、理事会をもち、総会に提案する議題及び会の運営全般について審議する。
- 4 監事は、監事会をもち、会計監査を行う。
- 5 顧問は、会議に出席して諮問に答え意見を述べる。ただし、議決権はない。

第3章 運営

第1節 会議・事務局

(総会と代議員)

第11条 総会は、代議員をもってこれに代える。

- 2 本会の運営は、総会の決議に従って行う。総会は、定期総会及び臨時総会とする。ただし、表彰に関しては理事会において決議する。
- 3 総会は、会長が招集し、議長は、役員を除く出席者の中から選出する。
- 4 定期総会は、毎年度7月までに招集する。
- 5 総会は、代議員の過半数の出席で成立し出席者の過半数で議決する。ただし、議長は議決に加わらない。
- 6 総会の出席は、委任状によることができる。この場合1個の委任状は、出席1人として数える。また1個の委任状は1個の議決権をもつものとする。
- 7 定期総会では前年度の事業報告・決算報告及び新年度の事業計画・財務計画及び役員選任・会則改正、その他必要な事項について、提案審議しなければならない。総会の議題は、会長が提案する。
- 8 総会は、提案された議題に限って審議する。ただし、特に急を要する事項につき、議題提案の動議があった場合は、議長は出席者の過半数の賛成を得ることができたときは議題として採択することができる。会則の改正、役員

の選任はこの限りでない。

- 9 臨時総会は、緊急必要な場合会長が招集する。また代議員の3分の1以上が連署し、議題を定めて臨時総会招集の要請があった場合は、要請のあったときから1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。臨時総会は、すべて定期総会の会議規程による。

(正副会長会)

第12条 正副会長会は、会長が招集し、会長が議長になる。

- 2 正副会長会は、理事会に提案する議案、その他日常業務の運営について審議する。

(理事会)

第13条 理事会は、必要により会長が招集し、会長が議長になる。

- 2 理事会は、総会の議決に従って会の運営その他会務一般について審議する。
- 3 理事会については、第11条第5項の規定を準用する。

(事務局)

第14条 本会の事務処理のため大分県総務部市町村振興課及び会長所在の地区に事務局を設ける。

- 2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。事務局長は、会長の指示により事務局を総括し、事務局員は、事務局長の指示により、本会の事務を処理する。
- 3 事務局は、大分県総務部市町村振興課及び会長所在の地区に置き、会計事務処理規程に定める事務を処理する。
- 4 事務局長は、大分県総務部市町村振興課長の職にある者をあて、その他の事務局職員は大分県市町村振興課に勤務する職員及び会長所在の地区の地方公共団体又は会員団体に勤務する職員のうちから、事務局長の指名する職員をもってあてる。

(監事会)

第15条 監事会は、必要により会長が招集する。

- 2 監事は、会計について監査し、その結果について理事会及び総会に報告する。
- 3 会計監査は、年度決算について行う。
- 4 会員の3分の1以上が連署し、理由を附し、会計監査の請求があった場合は、監事は臨時監査を行い、その結果を文書をもって会員に報告しなければならない。

第2節 財 務

(年度)

第16条 本会の年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第17条 本会の経費は、会費・県補助金・有志の協力金等をもって充てる。

2 会員は、会費を負担しなければならない。

3 会員の負担する会費は、別に定める会費算定書によって算出し、毎年度総会までに納入する。

(手当等)

第18条 役員・事務局員等に対しては、費用弁償・手当等を支給することができる。これには別に規程を定めて支給しなければならない。

(特別会計)

第19条 本会の運営を円滑に図るため、特別会計として出資金会計を設ける。

2 新たに会員となった団体は出資金として、入会時に一律 30,000 円を出資しなければならない。

3 会員である団体が本会を脱退する際には、前項の出資金については、元本を返却する。

附 則

(会則改廃)

第1条 本会則の改廃は総会に提案して行い、出席会員の3分の2以上の多数決で議決しなければならない。

(会則発効)

第2条 本会則は総会において議決された時から有効とする。

(出資金についての経過措置)

第3条 平成14年7月25日時点において、既に会員である団体については、当該年度の10月末日までに、出資金を納入するものとする。

(会費についての経過措置)

第4条 改正後の会費の基本額に関する規定は、平成18年度より適用し、平成17年度については、なお、従前の例による。